

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	指定排水設備工事業者の指定及び指定の更新	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例第5条の2及び第5条の3 堺市指定排水設備工事業者等に関する規程第4条及び第5条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	<p>(指定の申請)</p> <p>第5条の2 市指定排水設備工事業者の指定は、排水設備の新設等の工事の事業を行う者からの申請により行う。</p> <p>2 市指定排水設備工事業者の指定を受けようとする者は、指定申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては定款、登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面及び納税証明書、個人にあっては住民票の写し及び納税証明書</p> <p>(3) 営業所等の写真</p> <p>(4) 第6条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の名簿</p> <p>(5) 次条第1項第3号の機械器具を有することを証する書類</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類</p> <p>(指定及び公告)</p> <p>第5条の3 管理者は、前条第2項の規定により申請書を提出した者が、次の各号の全てに該当していると認めるときは、市指定排水設備工事業者の指定を行うものとする。</p> <p>(1) 大阪府内に営業所を有する者であること。</p> <p>(2) 営業所ごとに、第6条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</p> <p>(3) 排水設備工事に必要な機械器具を有する者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により排水設備工事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員その他これに類する者のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 管理者は、前項の規定により指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 (堺市下水道条例)</p> <p>(指定の更新)</p> <p>第4条 指定業者は、条例第5条第3項の規定により指定の更新を受けようとするときは、指定有効期間の満了する年の9月1日から11月30日までの間に、堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書(様式第7号)に条例第5条の2第3項第1号から第5号までに掲げる書類及び第2条第5項に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その資格要件を審査し、適当と認めるときは、指定の更新を行うものとする。この場合において、管理者は、新たに指定証書を交付するものとする。</p> <p>(指定の更新の拒絶)</p> <p>第5条 管理者は、前条第1項の申請書を提出した者が営業成績が不良であり、又は営業活動が十分でないことが明らかであり、かつ、その改善が期待できないときは、その者に係る指定の更新を行わないことができる。 (堺市指定排水設備工事業者等に関する規程)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3週間
	標準処理期間を設定できない理由	